

休日救急診療当番医について

当番医制度は、あくまでも「急病患者さん」のためのものです。いわゆる「夜間診療所」という意味での当番医制度ではありません。

～急病についての問合せ先～

◆発熱や腹痛などの初期救急が必要なとき、受診できる医療機関をお知らせします。

【帯広市急病テレホンセンター】
☎ 0155-26-1099 (フリーダイヤル)
▽年中無休・24時間対応

【北海道救急医療情報案内センター】
☎ 0120-20-8699 (フリーダイヤル)
☎ 011-221-8699 (携帯電話/PHS)
HP <http://www.qq.pref.hokkaido.jp/>
▽年中無休・24時間対応
問 豊頃消防署 ☎ (574) 2310

平成26年度水質検査計画の縦覧について

水道法施行規則の規定により、「平成26年度豊頃町水質検査計画」を策定しました。

本計画を、水道を利用していらっしゃる方と次とおり縦覧します。

所 役場施設課

縦覧期間・時間▽3月3日(月)～平成27年2月27日(金)▽8時30分～17時15分

※土・日、祝日は除きます。

問 役場施設課水道係 ☎ (574) 2215

北方型住宅フェア2014
「地域材を活用したとかち型エコ住宅」

北方型住宅や十勝の気候風土に合った

その他

3月のほっとサロン

各サロン利用料100円 ※昼食提供やイベント時は増額の場合もあります。

ほっとサロン茂岩
☐ 3月12日(水)・26日(水)
所 ふれ愛プラザ 13:00～16:00

ほっとサロン豊頃
3月はお休みです。

ほっとサロン大津
☐ 3月26日(水)
所 大津コミセン 10:30～15:00

問 社会福祉協議会 ☎ (574) 3143

町有バス運休のお知らせ

学校の春休みに伴い次の便を運休します。

◎二宮線
全線運休

◎大津線
①便 大津 7:03発⇒豊頃駅
③便 豊頃駅 16:01発⇒大津

【期間=3月25日(火)～4月7日(月)】

問 役場住民課生活環境係 ☎ (574) 2213

豊頃医院・歯科診療所『休診日のお知らせ』

●日曜祝日、土曜日(第2・第4)は、休診日です。
3月は8日、22日が休診日です。

☆夜間診療日のお知らせ☆

●豊頃医院:毎週火曜日
※17:00～19:00(18:30受付終了)

●歯科診療所:毎週水曜日
※事前予約が必要になります。

10アールあたりの農地の賃借料情報をお知らせします

農地の賃借料情報につきまして、平成25年1月から12月までの1年間の状況をお知らせします。

地域名	平均額	最高額	最低額	件数
旧大津村	2,000円	2,000円	2,000円	2件
その他の地域	5,300円	10,000円	2,000円	113件
豊頃町全域	5,300円	10,000円	2,000円	115件

※平均額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。

(参考)

地域名	平均額	最高額	最低額	件数
旧大津村	2,200円	5,000円	826円	11.7件
その他の地域	5,400円	10,000円	988円	65.6件
豊頃町全域	5,000円	10,000円	826円	77.3件

②農地法改正前における標準小作料額(町内一円)

	上	中	下
金額	8,000円	5,000円	2,000円

お誕生 (1月20日～2月19日届出分)

名前	性別	親	住所
ひらま 平岡 つぐみ 緒実 ちゃん	女	啓太・智子	中央新町
わかまつ 若松 あいり 和里 ちゃん	女	佑一・里枝	大津寿町

おくやみ (1月20日～2月19日届出分)

名前	年齢	死亡年月日	住所
原田 清 さん	55歳	26.1.29	豊頃佐々田町
千葉 優 さん	88歳	26.2.10	幌岡
太田 新 さん	88歳	26.2.19	二宮

寄附

【社会福祉協議会寄附分】
ECO!エコ!もったいない運動
廃品回収の換金を社会福祉増進のため

還暦厄払代表 金川正次様
還暦厄払会一部収益を社会福祉増進のため

放光寺手芸作品同好会代表 馬場佑子様
手芸作品売上一部を社会福祉増進のため

70歳～74歳の方の窓口負担について(国民健康保険)

・高齢受給者証をお持ちの方へ

70歳から74歳の方で2割(平成26年3月31日までは1割)と書かれた高齢受給者証をお持ちの方は4月以降も医療機関等にかかるときの自己負担が1割のまま変わりません。

新しい高齢受給者証は3月下旬頃に送付する予定です。

問 役場住民課生活環境係 ☎ (574) 2213

古着・古布の回収について

資源ごみの分別にはいつもご協力いただきありがとうございます。

古着・古布が素材に関係なく回収できるようになってくることは、これまで何度か役場だよりにてお知らせしておりますが、次のものは回収できませんのでご了承願います。

■回収できないもの

- ×下着(特に女性もの)
- ×ハンカチより小さいもの
- ×濡れているもの、汚れのひどいもの
- ×動物やカビ、灯油などの臭いがするもの
- ×便座カバー、玄関マット、ベットマット(パッド)、布団

問 役場住民課生活環境係 ☎ (574) 2213

平成26年度土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行います

所 役場住民課資産課係

縦覧期間・時間▽4月1日(火)～7月31日(木) 8時30分～17時15分

※土・日、祝日は除きます。

縦覧できる方▽土地縦覧帳簿Ⅱ土地の評価額の合計が30万円以上の納税者または納税者の委任状持参者▽家屋縦覧帳簿Ⅱ家屋の評価額の合計が20万円以上の納税者または納税者の委任状持参者

帳簿の内容▽土地縦覧帳簿Ⅱ地番、地目、地積、評価額▽家屋縦覧帳簿Ⅱ地番、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額

問 役場住民課資産課係 ☎ (574) 2213

税金

誕生日が昭和19年4月1日までの方へ

4月から、医療機関等にかかるときの自己負担は1割となります。

・誕生日が昭和19年4月2日以降の方へ

70歳の誕生日の翌月(ただし、各月の1日が誕生日の方はその月)から、医療機関等にかかるときの自己負担は2割となります。

これは国のこれまでの特例措置が見直され段階的に実施することとなったためです。

※いずれの場合も、現役並み所得者の方は3割負担となります。

問 役場福祉課係 ☎ (574) 2214

広報とよころ 社協だより 役場だより